

平成27年9月29日

内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当 御中

一般社団法人日本新聞協会広告委員会

消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見

「中間取りまとめ」では、「取り消しの規律を適用する対象として、不特定の者に向けた広告等一般を指すものではない」としつつも、「事業者が、当該事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をしたと客観的に判断される」ケースまで現行法の「勧誘」要件を拡大することを引き続き検討すべきであると記しています。

当委員会は、消費者の利便に資する自由な経済活動を過度に制限すべきではないとの考えから、この検討案に強く反対いたします。以下にその理由を二点記します。

一つは、不当勧誘規制における「勧誘」要件の拡大自体への反対です。「勧誘」要件の拡大を容認すると、範囲が不当に広がる可能性が高まることが懸念されます。もう一つは、「勧誘」という文言の置き換えへの反対です。明確な基準にならない可能性が高まり、マスメディアに広告を掲載することに萎縮効果が強く働く恐れがあると考えます。

以 上